

特別養護老人ホーム給食業務委託契約事業者募集要項

1. 対象契約

- (1) 契約名 特別養護老人ホーム給食業務委託契約
- (2) 契約期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 契約概要

- ① ニュークックチル方式による主菜及び副菜の調理済み食材の納入及び調理業務
- ② 主食・汁物等①以外の調理全般及び配膳・集膳・洗浄
- ③ 食材料の調達
- ④ 厨房等の安全・衛生管理
- ⑤ 機械・器具の日常点検

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

3. 応募資格

(1) 応募資格の要件

応募者は、次の要件の全てに該当する者としてします。

- ① 応募は単独の法人、または複数の法人（本事業への提案に係る法人間の基本協定書の締結等の手段により事業運営の責任の所在が明確化でき、施設全体の一元的な運営が可能である場合に限る）により構成されるグループとする。
- ② 複数の法人による共同提案を行う場合は代表者を定めるものとする。
- ③ 応募者（グループの場合は全ての法人）は、参加資格確認基準日（令和 8 年 8 月 1 日とする）時点で、以下のいずれかの事業実績を持つこととする。
 - 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に規定する特別養護老人ホームの給食業務の実績を 3 年以上
 - 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）に規定する身体障害者療護施設の給食業務の実績を 3 年以上
 - 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）に規定する知的障害者入所更生施設の給食業務の実績を 3 年以上
 - 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する介護老人保健施設の給食業務の実績を 3 年以上
- ④ 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、当法人と協議を行う。
- ⑤ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

(2) 次の各号に該当する法人等は応募できない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当する法人等
- ② 他の法人において給食業務委託を解除され、その解除日から 1 年を経過しない法人等（法人等の責めに帰すべき事由による場合に限る）
- ③ 法人及びその代表者が、税（国税、都道府県税及び区市町村税）を滞納していな

いこと。

- ④ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人等
- ⑤ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等
- ⑥ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた法人等
- ⑦ 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない法人等
- ⑧ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定義する者）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等
- ⑨ 参加表明書を提出していない法人等
- ⑩ 参加表明書及びその添付書類に虚偽の記載がある法人等
- ⑪ その他仕様書に記載されている業務上に必要な条件を履行できない法人等

4. スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 受付開始 | 令和8年8月 3日（月） |
| (2) 受付終了 | 令和8年8月28日（金） |
| (3) 参加表明書の提出期限 | 令和8年8月28日（金） |
| (4) 現場見学会 | 令和8年9月9・10日 |
| (5) 資格審査書及び第一次提案書の提出期限 | 令和8年9月18日（金） |
| (6) 第一次審査 | 令和8年10月9日（金） |
| (7) 第一次審査結果通知 | 令和8年10月9～16日 |
| (8) 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和8年11月13日（金） |
| (9) 第二次審査結果通知 | 令和8年11月20日（金） |
| (10) 契約 | 令和8年12月中 |

5. 関係書類等の配布

- (1) 配布資料
 - ① 特別養護老人ホーム給食業務委託要求基準書
 - ② 業務委託仕様書
 - ③ 資格審査書類（様式1～12）
 - ※ 参加表明書 兼 資格審査書類及び第一次提案書提出届（様式1）
 - ※ 応募者の構成員表（様式2）
 - ④ 第一次提案書類（様式13～23）
 - ⑤ 質問書（様式24）
- (2) 配布方法

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団ホームページよりダウンロード。

6. 参加申込書類及び提出期限

(1) 参加表明書

参加表明書兼資格審査書類及び第一次提案書提出届（様式1）をPDF化して下記事務局にE-mailにて提出。複数業者による共同提案の場合は、応募者の構成員表（様式2）と合わせて提出すること。

原本は資格審査書類と一緒に令和8年9月18日までに提出すること。

提出期限 令和8年8月28日（金）

(2) 参加表明書兼資格審査書類 1部

提出期限 令和8年9月18日（金）

(3) 第一次提案書 10部（正本1部、副本9部）

提出期限 令和8年9月18日（金）

※（1）と（2）の提出書類をPDF化しE-mailにて提出。

7. 現場見学会の実施について

(1) 日時 令和8年9月9日（水）及び令和8年9月10日（木）

12時00分から13時00分まで（1時間以内）

(2) 場所 各特別養護老人ホーム

集合場所については、参加申し込み後にお伝えします。

(3) 内容 厨房の現場見学のみ。説明は実施しない。

(4) 出席者 出席者は1名とし、消毒済みの白衣、帽子、履物、マスク、細菌検査結果を準備すること。質問については、当日は受け付けず、後日質問書にて受け付ける。詳細は「9 質疑」のとおり。

(5) 注意事項 感染予防対策の観点から、短時間の現場確認とする。当日は、事業団係員の指示に従うこと。写真撮影は可とするが、個人情報に係る箇所は撮影禁止とする。指示に従えない場合は、参加資格を取り消す場合がある。

8. 業者の選定及び取り扱い

提出された資格審査書類及び企画提案書、プレゼンテーションをもとに審査し、本業務について、世田谷区社会福祉事業団の求める機能を十分に満たしていると認められる応募者を選定します。

9. 質疑

本案件に関する質問は、以下のとおり質問書（様式24）の提出による。

(1) 提出期間

● 第1回 令和8年8月18日から令和8年8月26日 午後5時まで

● 第2回 令和8年9月 1日から令和8年9月 9日 午後5時まで

(2) 提出場所 事務局：上北沢ホーム統括管理係

(3) 提出方法 電子メール（E-mail：k_mitomo@setagaya.jp）

なお、メール送信の際の件名は、次のとおりとする。

件名：参加業者名＋送信年月日

例) 株式会社ABC 20260818 質問書

※ 株式会社ABCが2026年8月18日に質問書を送信した場合

10. 質疑の回答

前記の質疑で提出された質問事項は全てを取りまとめて、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団ホームページに掲載します。

- 第1回回答日 令和8年8月31日(月) 午後2時頃
- 第2回回答日 令和8年9月14日(月) 午後2時頃

なお、緊急の連絡事項がある場合には、上記ホームページに随時記載する。

【本件担当・問い合わせ先】

事務局：特別養護老人ホーム上北沢ホーム統括管理係

E-mail：k_mitomo@setagaya.jp

住 所：〒156-0057 東京都世田谷区上北沢1丁目28番17号

電 話：(03) 3306-5155

FAX：(03) 3306-1222

担 当：三友一仁(上北沢ホーム統括管理係長)